

障害者法定雇用率の引き上げに伴う障害者雇用促進のための県の取組について

1 要旨・目的

- 令和8年7月1日付けで施行された、障害者の雇用義務範囲の拡大及び法定雇用率の引き上げに伴い、より一層、障害者雇用を促進する必要がある。

内容	これまで ～令和8年6月	これから 令和8年7月～
対象事業主の企業規模〔算定基礎労働者数※〕	40.0人以上	<u>37.5人以上</u>
民間企業の法定雇用率	2.5%	<u>2.7%</u>

2 現状・背景

- 障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）により、障害者の雇用義務が定められており、雇用しなければならない障害者数は次の数式により算出される。

法定雇用障害者数＝〔算定基礎労働者数※〕×法定雇用率

※〔算定基礎労働者数〕＝常雇用労働者数＋（短時間労働者×0.5）－除外率相当数

- 県内民間企業の実雇用率は2.54%（令和7年6月1日時点）であり、令和8年6月までの法定雇用率を達成していたが、より雇用を拡大しなければ今後達成が難しい状況にある。
- また、これまでの対象企業（2,718社）のうち51.1%（1,389社）が法定雇用率を達成しておらず、そのうち59.0%（819社）は1人も障害者を雇用していない状況であることから、今後さらに規模の小さい事業主が義務対象となるに当たり、未達成及びゼロ雇用企業の割合が高くなる恐れがある。

3 県の取組概要

企業の障害者雇用の熟度等に応じたステップごとに支援する。

(1) ステップ1：知る（法制度や支援機関、雇用市場などの理解促進）

- ・県雇用労働情報サイト「わーくわくネットひろしま」での情報提供及びメルマガでの情報発信
- ・障害者雇用理解促進セミナー（6月19日オンライン実施：参加者24名、アーカイブ動画提供中）
において、600名を超える重度身体障害者の方が在宅ワークで活躍する企業に事例発表いただくことで、障害者に適した仕事を見つける「業務の切り出し・洗い出し」の手法を紹介した。
- ・各ステップで活用できる支援策等についてまとめたリーフレットの作成・配付（10月頃実施予定）

(2) ステップ2：意識変容（障害者雇用の実践に向けた具体的なイメージを持つ機会の提供）

- ・支援機関や特別支援学校が実施する職場実習等の受け入れを依頼し、職場見学・実習を促進。
（参考）特別支援学校就職サポート隊ひろしま 登録企業数約700社
- ・障害者雇用企業見学会（11月頃実施予定、呉地域、尾三地域）
障害者雇用に積極的に取り組む企業等を見学して事例を学び、企業担当者同士で意見交換を実施。

(3) ステップ3：マッチング（採用活動支援）

- ・県求人情報サイト「ひろしまワークス」を改修し、障害者求人検索機能を追加。（6月実装済み）
- ・障害者合同面接会（10月に広島市及び福山市で実施予定、広島労働局等との共催）

(4) ステップ4：定着・活躍（活躍企業の表彰等により、優良事例の収集・展開を図る）

- ・障害者雇用優良事業所県知事表彰（9月実施予定）
- ・障害者多数雇用事業者の認定
県の物品調達にあたり、認定した事業者に対する受注機会の拡大を図る。
- ・厚生労働省が行う障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度（もにす認定）の普及

4 予算（単県）

障害者雇用・就業促進事業 2,087 千円

5 その他（関連情報）

▼県雇用労働情報サイト「わーくわくネットひろしま」／障害者の雇用を検討する事業主の皆様へ

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/work2/wn500714.html>

▼県求人情報サイト「ひろしまワークス」

<https://www.hiroshimaworks.jp/>